

## 事業概略書

事業名	グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究
事業目的	<p>グループホームを利用する人は11万人を超え、障害の状況や生活のあり方は多様化している。一方で、施設に入所している人たちの地域移行は停滞しており、障害の重い人たちが入所施設に取り残されている実態もある。</p> <p>これまで地域で暮らすことが困難と思われてきた人たちが、地域での暮らしを実現するためにどのような支援が必要なのかということが問われており、グループホーム利用者の生活の幅を広げるためにも、グループホームの各類型、サテライト型も加えて、実施状況を調査し、生活の場についての実態を把握する必要がある。</p>
事業概要	<p>次の4つの方法による実態調査の企画について、事業者及び学識経験者による検討委員会を開催して検討した上で実施し、結果分析をふまえた考察及び提言を取りまとめる。</p> <p><u>調査1</u>：共同生活援助事業を行う法人を対象とする全数調査  郵送法及びメール回答による質問紙調査。調査票は①法人票、②建物票、③入居者票の3種類で構成し、グループホームに関する実態の全般を捉えることを目的とする。</p> <p><u>調査2</u>：自治体調査  都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市、東京都特別区を対象として、郵送法及びメール回答による質問紙調査により、地方自治体における条例上の取り扱いや事業指定の状況について明らかにする。</p> <p><u>調査3</u>：モデル事例調査  支援が難しい入居者に対して多様な支援を展開している事業所及び入居者本人への聞き取り調査により、モデル事例の作成を行う。</p> <p><u>調査4</u>：ヘルパーの個別利用の必要性に関する事例調査  共同生活住居内で個別利用のヘルパーを活用している入居者を支援している4法人を対象とし、質問紙及び電話による聞き取り調査を行い、ヘルパー利用の必要性について多角的に明らかにする。</p>
事業実施結果及び効果	<p><u>調査1</u>  対象法人数5,885法人の内、1,497法人からの回答を有効回答とした（有効回答率25.4%）。2017年度1年間にグループホームを退居した方の退居先と退去理由の回答から、入居者の意思決定支援やグループホームでの支援の課題が浮かび上がった。また、個人単位の居宅介護等の利用率は、重度訪問介護1.3%、居宅介護（身体介護）3.5%で、利用者ほぼ全員が今後も利用継続を希望していることが分かった。</p> <p><u>調査2</u>  96自治体からの回答が得られた。（回収率55%）回答自治体の内訳は、都道府県27、東京特別区10、政令指定都市12、中核市31、施行時特例市16であった。</p>

	<p>回答のあった自治体の約半数が独自の補助（人件費を含む運営費全般、家賃補助等）を行っていた。国基準省令と異なる条例を作っている自治体が三割程度あったが、共同生活住居の定員やユニットの定員について国基準を超える定めをしている自治体はなかった。</p> <p><u>調査3</u></p> <p>次の4つの着眼点を設定して合計17のモデル事例を作成した。①重度・高齢・医療的ケア、②比較的軽度の人の多様な支援（愛着障害、触法、子育て支援）、③サテライト・自立生活援助の活用、④地域内事業所の連携した取り組み。</p> <p>①の事例では、医療的ケアを含む手厚い支援が必要な入居者に対して、個別ヘルパーの利用等により基本的な支援体制の厚みを確保した上で、在宅訪問診療等の多様な社会資源を活用する支援が行われていた。</p> <p>②では、障害支援区分は軽度でも養育されてきた環境が不適切であった等の背景を持ち、犯罪行為に及ぶこともある入居者への支援事例と、結婚と子育ての支援に関する事例を作成した。地域生活や家族生活のロールモデルを持たない人への支援をグループホーム職員がネットワークを駆使して展開していた。</p> <p>③のサテライトや自立生活援助を利用している人は、健康の維持、精神面の安定、金銭トラブルの回避や病気への対応等の支援を必要としており、これらはサービス利用期限内に必要なくなるというものではなかった。また、サテライト住居での暮らしを通して、本人に適した支援を組み立てるなどのアセスメントの期間として活用できることが分かった。</p> <p>④では、行動障害の状態にある人達が地域で生活していくように法人の枠を超えて支援を広げる取り組みを行っている福岡市と東大阪市を対象とした。これらの取組みを一層促進して広げていくための鍵となる要素について考察した。</p> <p><u>調査4</u></p> <p>個別利用ヘルパーを活用している入居者を支援している4ホームを対象に調査した結果、仮にヘルパーを利用せずに現状の支援人員を確保するには1ホーム1日あたり2人から7人分の職員の増員が必要となることが分かった。個別にヘルパーを利用することで体制の厚みを増し、重度の障害があっても入居者本人の主体的な生活が実現できている。</p>
事業主体	<p>郵便番号：231-0806 所在地：横浜市中区本牧町1-120 法人名：一般社団法人日本グループホーム学会調査研究会 電話番号/E-MAIL：info@jgh-gakkai.com</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。